第1条(総則)

本細則は、公益財団法人新潟県スポーツ協会新潟県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会登録規程第3条に基づき、公益財団法人新潟県スポーツ協会新潟県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会(以下「県協議会」という。)の登録基準に関することについて定める。

第2条(基本基準)

登録可能と判断する基本的な基準(以下「基本基準」という。)は、総合型地域スポーツクラブ全国協議会登録基準細則第2条に準ずるものとする。

第3条(基本基準の適用範囲)

基本基準の適用範囲(運用ルール)は、総合型地域スポーツクラブ全国協議会登録基準細則第3条 に準ずるものとする。

<必ず満たすべき運用ルール>

<必ず満たすべき運用ルール>			
	基本基準	必ず満たすべき運用ルール	
分類	個別基準	火り 個だり、こと 連用ルール	
(1)活動実態に	①多種目(複数種目)のスポーツ活動を	・定期的※1なスポーツ活動を2種目	
関する基準	実施している。	以上実施している。	
	②多世代(複数世代)を対象としている。	・次の世代区分のうちいずれか2区分	
		以上の会員※2がいる。	
		(世代区分)	
		A)未就学児	
		B) 小学生	
		C) 中学生	
		D) 高校生 (~18 歳)	
		E) ~29 歳	
		F) ~39 歳	
		G) ~49 歳	
		H) ∼59 歳	
		Ⅰ)~69 歳	
		J) 70 歳~	
	③適切なスポーツ指導者を配置してい	・日本スポーツ協会(以下「JSPO」とい	
	る。	う。) が公認スポーツ指導者を養成し	
		ている競技・種目の定期的な教室活	
		動の指導者のうち少なくとも1名は	
		スポーツコーチングリーダーやスタ	
		ートコーチをはじめとする JSPO 公認	
		スポーツ指導者資格(スポーツリー	
		ダーは除く)を有している。なお、	
		JSPO が同等と認める関連資格保有者	
		も可とする。※3	
	④安全管理体制を整備している。	・クラブの各スポーツ活動における安	
		全管理をスポーツコーチングリーダ	
		ーやスタートコーチをはじめとする	
		JSPO 公認スポーツ指導者資格(スポ	
		ーツリーダーは除く)が担っている。	
		なお、JSPO が同等と認める関連資格	
		保有者も可とする。※4	
		・緊急連絡体制を整備している。※5	
(2)運営形態に	⑤クラブマネジャー等に専門的知識を	・クラブマネジャー、事務局員及び役	

HH 2 442W	4: 3 in [4: 3 == 1= 3 in	
関する基準	有する者を配置している。	員というクラブの運営に関わる者の
		少なくとも1名は、JSPO 公認クラ
		ブマネジャー又はアシスタントマネ
		ジャー資格を有している。※4
	⑥地域住民が主体的に運営している。	・総合型地域スポーツクラブ(以下
		「総合型クラブ」という。)の最高
		意思決定機関の議決権を有する者の
		過半数が、総合型クラブが所在する
		市町村※6の住民、在勤者又は在学
		者である(前述の要件を満たせない
		場合は、総合型クラブが所在する市
		町村並びに当該市町村に近隣の市町
		村の住民、在勤者及び在学者を合算
		すると議決権を有する者の過半数で
		ある)。
		・非営利組織である。※7
(3)ガバナンス	⑦規約等が意思決定機関の議決により	・規約等※8の改廃に必要な総会・理事
に関する基	整備され、当該規約等に基づいて運	会・運営委員会等の意思決定機関の
準	営している。	議決について当該規約等に定めてい
		る。
	⑧事業計画・予算、事業報告・決算が、	・事業計画・予算、事業報告・決算を議
	意思決定機関で議決されている。	決した総会・理事会・運営委員会等の
		うち最上位の意思決定機関の議事録
		が提出されている。※9

- ※1:定期的とは、年間で12回以上実施することを示す。
- ※2:会費・参加費の支払い有無や活動状況に関わらず、クラブが規約等※8で会員として扱っている者を会員としてみなす。
- ※3:令和11年度登録認定時までは本基準が満たされないことを理由に、登録を不可とすることはしない(令和12年度登録申請時からは、移行措置を終了する。ただし、移行措置期間終了時までの基準到達状況により、移行措置の見直しを行う可能性がある。)
- ※4: 令和11年度登録認定時までは本基準が満たされないことを理由に、登録を不可とすることはしない(令和12年度登録申請時からは移行措置を終了する)
- ※5:不測の事態に備え、あらかじめ医療機関をはじめとした各種機関・団体等や総合型クラブ内関係者の緊急時に関する連絡体制を整えていることを指す。
- ※6:特別区は市町村に準ずる。
- ※7:営利法人である「株式会社」「合同会社」「合資会社」「合名会社」等は対象外。
- ※8:規約・会則・定款等を指す。
- ※9: 法人格を有している場合は、法令に定める方法で作成すること。任意団体の場合は、以下の内容 が含まれていることが望ましい。

記載内容

- (1) 日時及び場所
- (2) 議決権を有する者の総数及び出席者数(書面表決者または表決委任者がある場合には、その数を付記すること。)
- (3)審議事項
- (4)議事の経過の概要及び議決の結果
- (5)議事録署名人の選任に関する事項

第4条(県協議会独自基準)

登録可能と判断する県協議会独自基準は以下の通りとする。

<必ず満たすべき運用ルール>

基本基準		必ず満たすべき運用ルール	
分類	個別基準	とり何にり、さ連用ルール	
(1)活動実態に	⑨活動拠点を確保している。	・定期的に活動する場所を確保してい	
関する基準		る。	
(2)運営形態に	⑩地域に開かれた活動を行っている。	・地域住民に対して、クラブの活動内容	
関する基準		の広報や会員の募集を年間を通じて	
		常時行っている。	

第5条(改定)

本細則は、県協議会常任幹事会の議決により変更することができる。

附則1 本細則は、令和4年4月1日から施行する。

附則2 本細則は、令和7年9月26日に改定し、令和8年度登録申請時から施行する。